

各小・中学校保護者の皆様

一関市教育委員会教育長

児童生徒本人の健康状態に問題がなく、同居家族が濃厚接触者となった、あるいは同居家族に発熱等の症状が出た場合の児童生徒の登校について新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が再び増加したことに伴い、4月13日現在、6都府県にまん延防止等重点措置が適用されています。岩手県でも連日新規感染者が報告され、一関市では55人の感染者数が（4月13日現在）報告されています。また、4月に入り、児童生徒の同居家族がPCR検査を受ける状況が多数見られるようになってきました。

これらのことを踏まえ、標記について下記を原則とすることにしましたのでお知らせします。

つきましては、記載内容を確認のうえ、児童生徒の登校について、ご理解とご協力をお願いします。特にも、同居家族に発熱等の風邪の症状が見られるときは、症状がある方の早めの病院受診をお勧めします。

なお、今後の状況の変化に伴い、改訂する場合がありますことを申し添えます。

記

状 況		児童生徒の登校
同居家族がPCR検査で「陽性」が確認された		出席停止 * 児童生徒が濃厚接触者となった場合又は保護者が欠席を申し出た場合
同居家族が濃厚接触者となった	① PCR検査の結果待ち	結果がでるまで、登校自粛
	② PCR検査で「陰性」が確認された	登校可
同居家族に発熱等の風邪の症状がある	① 県外の感染多発地域に出かけた。 ② 県外の感染多発地域から来た方と接触があった。	保護者において慎重に判断 * 症状がある方の早めの病院受診をお勧めします。
	上記以外	登校可

* 「県外の感染多発地域」とは、まん延防止等重点措置が発令されている地域及び感染が拡大している地域をいいます。

* 上記に関連する欠席は「出席停止扱い」になります。